

「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について」（平成10年4月16日付け文高行第367号私学部長通知）について、具体的な取扱いの考え方をQ&Aとして整理したので、お知らせします。

3 高私行第4号
令和3年6月25日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ&Aについて（通知）

新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金が、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項に基づき、特定寄附金に該当するか、特定寄附金から除かれる「学校の入学に関してするもの」に該当するかについては、所得税基本通達（昭和45年7月1日付け国税庁長官通達。以下「通達」という。）によるほか、「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について」（平成10年4月16日付け文高行第367号私学部長通知。以下「平成10年通知」という。）において、通達の解釈をお示ししています。

このたび、平成10年通知について、別紙のとおり、具体的な取扱いの考え方をQ&Aとして整理したので、お知らせします。その際、入学に関する寄附金の收受又は募集を行わないこと、寄附金の納入を条件として入学許可を行わないこと、任意の寄附金を募集する場合には募集手続や経理処理の適正を確保することなど、入学者選抜の公正に疑念が生じないように引き続き管理運営の適正の徹底をお願いします（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」及び毎年度の大学入学者選抜実施要項を参照）。各都道府県私立学校主管部課においては、所轄の学校法人に対し、これらの趣旨及び内容を周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知は、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

※添付資料

- 【別紙】新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ&A
- 【参考1】所得税法（昭和40年法律第33号）（抄）
- 【参考2】所得税基本通達（昭和45年7月1日付け直審（所）30（例規）（審）国税庁長官通達）（抄）
- 【参考3】新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（平成10年4月16日付け文高行第367号私学部長通知）

<本件問合せ先>

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

MAIL : sigakugy@mext.go.jp

電話 : 03-5253-4111(内線 2532、2533)

新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金についてのQ & A

【質問 1】

校舎の修繕費用に充てるために母校が寄附を募集しているところ、入学願書受付の開始日前である昨年12月に寄附を行った。その後、本年に、予期せずに子女がその寄附をした学校を受験し、入学することとなった。このような場合における寄附は「入学と相当の因果関係にあるもの」に該当しないということによいか。

<回答>

貴見のとおり。

通達は、寄附金控除の対象外となる「学校の入学に関してするもの」とは、①自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、②その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相当の因果関係のあるものをいうことを明らかにしている。

また、この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く。）は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当する（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱う形式基準を明らかにしている。

入学願書受付の開始日前に行われた寄附が入学と相当の因果関係のある寄附に該当するかどうかは、個々の寄附における事実関係を基に判断される。

ご質問のケースにおいては、予期せずに子女がその寄附をした学校を受験し、入学することとなったとのことであり、「自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金」に該当しないと考えられるため、「入学と相当の因果関係にあるもの」には該当しない（寄附金控除の対象となる）。

（参考1）入学願書受付の開始日後にされた寄附の取扱い

入学願書受付の開始日後にされた寄附については、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金であるか否かにかかわらず、原則として「学校に入学に関する寄附金」に該当する。

（参考2）自己又は子女等の入学を希望してした寄附について、入学を辞退した場合

自己又は子女等の入学を希望してした寄附については、結果的に入学を辞退することになってもその性格を失うものでなく、これに該当する。

【質問2】

在学生の保護者が学校（学校A）に寄附を行う際に別の子女がその学校の附属校（学校B。Aと同一の学校法人が設置）の受験中であった場合、当該寄附金は在学中の学校Aに係るものであり、当該別の子女の学校Bへの入学に関してするものではないので、「入学と相当の因果関係にあるもの」には該当しないということによいか。

<回答>

通達は、寄附金控除の対象外となる「学校の入学に関してするもの」とは、①自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、②その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相当の因果関係のあるものをいうことを明らかにしている。

また、この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く。）は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当する（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱う形式基準を明らかにしている。

ご質問の寄附については、「入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの」として、原則として「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当する（寄附金控除の対象とならない）。

【質問3】

「入学決定後」とは、平成10年通知によれば「一般的には、入学手続の終了した後」であるとされている。入学予定者から学校に対して入学金が納入されたり、学校から入学予定者に対して入学許可が通知されたりしていれば、「入学手続の終了した後」とであると判断されるということによいか。

<回答>

通達は、入学決定後に募集の開始があった寄附で新入生以外の者と同一の条件で募集される部分については、一般的には、入学に関してする寄附に該当しないものとして寄附金控除の対象となる旨を明らかにしている。

通達における「入学決定後」に募集の開始のあった寄附とは、一般的には、寄附が入学に影響を与えることがないと認められるものとして入学手続の終了した後に募集の開始のあった寄附をいい（平成10年通知）、この「入学手続の終了した後」とは、具体的には、入学予定者について各学校の入学手続要項等に定められた入学手続（入学金の納付又は入学金の納付及び特定の書類の提出で、その終了後にやむを得ず入学することができなくなった場合には入学辞退の手続を要することとなるもの。）が全て終了した後をいう。

したがって、ご質問の「入学予定者から学校に対して入学金が納入され(て)たり、学校から入学予定者に対して入学許可が通知された」ことにより、貴校の入学手続要項等に定める入学手続が全て終了し、入学辞退の手続が行われ
ない限りは当該入学予定者の受入が確実な状態となったと認められる場合には、これらの手続をもって「入学手続の終了した後」とであると判断される。

【質問4】

「募集の開始」は、「その募金に関する説明や周知などの広報活動や募金の依頼、募金趣意書を送付するなど、寄附の募集に関しての具体的な対外活動の開始」とされている。特に期限を限定することなく1年を通じてホームページ等で広く一般に募集されている場合や、従前より在学生向けに募集されている場合、一般向け又は在学生向けの広報活動がなされていることをもって「募集の開始」を判断するのではなく、入学予定者に対して当該寄附について個別に具体的な対外活動（広報活動、募金の依頼、募金趣意書の送付など）がなされることをもって、「募集の開始」とみなすということによいか。

<回答>

通達は、入学決定後に募集の開始があった寄附で新入生以外の者と同一の条件で募集される部分については、一般的には、入学に関してする寄附に該当しないものとして寄附金控除の対象となる旨を明らかにしている。

通達における「入学決定後」に募集の開始のあった寄附とは、一般的には、寄附が入学に影響を与えることがないと認められるものとして入学手続の終了した後に募集の開始のあった寄附をいい、「募集の開始」とは、その募金に関する説明や周知の広報活動など、寄附の募集に関しての具体的な対外活動の開始をいう（平成10年通知）。

したがって、ご質問の「特に期限を限定することなく1年を通じてホームページ等で広く一般に募集されている場合や、従前より在学生向けに募集されている場合、一般向け又は在学生向けの広報活動がなされている」場合については、既に「募集の開始」が行われていることになる。

入学予定者が行う寄附が寄附金控除の対象となるためには、入学手続の終了前から募集の開始がなされている寄附や通年にわたり行われている寄附とは区別した上で、入学との関係に疑念を抱かれることのないよう、入学時期・入試日程等を見通して、募集の開始が入学手続の終了後となるような寄附を複数回設定するなど、計画的にきめ細かな募集をされたい。

【質問5】

次のような場合には、そのことのみをもって「同一の条件」ではないと判断されるものでないということでしょうか。

- ① 学校のホームページで一般に周知されている寄附について、学校が新入生に付与するメールアドレスを持ち合わせていないことなどの理由により、新入生のみ寄附の案内を個別に文書で郵送する場合
- ② 学校のホームページで一般に周知されている寄附について、新入生向けのページを用いるなどして、特に新入生に向けた周知を行う場合
- ③ 学校のホームページで一般に周知されている寄附について、特に新入生向けにお祝いメッセージを添えた上でSNSを発信し、寄附の案内をする場合

<回答>

通達は、入学決定後に募集の開始があった寄附で新入生以外の者と同一の条件で募集される部分については、一般的には、入学に関してする寄附に該当しないものとして寄附金控除の対象となる旨を明らかにしている。

通達における「同一の条件」で募集されるかどうかは、その周知方法を含め、寄附募集に当たっての具体的な条件が新入生とその他とで実質的に同一といえるものかどうかにより判断される（平成10年通知）。

ご質問のケースについては、事実関係の詳細が明らかでなく、一概に判断することはできないものの、「同一の条件」と判断されるためには、少なくとも、

- ・ ケース①については、「新入生以外の在學生」（又はその保護者。以下同じ）に対してもメール等を用いて個別に同様の内容を周知する必要があり、
- ・ ケース②については、学校のホームページにおいて「新入生」（又はその保護者。以下同じ）と「新入生以外の在學生」のどちらにも寄附の周知が行われている場合において、特に「新入生」に向けた周知をしているページを設けているときには、そのページについて「新入生以外の在學生」の閲覧が排除されていない状態となっていることが求められ、
- ・ ケース③については、「新入生（の父兄）」と「新入生以外の在學生（の父兄）」のどちらにも同様の内容で発信する必要がある。

なお、これらのケースにおいて、合格のお祝いなどの新入生向けのメッセージを添えたことのみによって「同一の条件」でないと判断されるものではない。

【質問6】

学校推薦型選抜・総合型選抜により2020年中に学校への入学が決定した学生について、入学が2021年になる場合は、「入学が予定される年の年末」とは、2021年12月末となるのか。

<回答>

貴見のとおり。

なお、通達は、「入学願書日受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付した」寄附金は、原則として「学校に入学に関する寄附金」に該当する（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱う形式基準を明らかにしている。

【質問7】

いわゆる秋入学（10月入学）生など4月以降に入学する者についても、「入学が予定される年の年末」とは同年12月であるということでしょうか。

<回答>

貴見のとおり。

なお、通達は、「入学願書日受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付した」寄附金は、原則として「学校に入学に関する寄附金」に該当する（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱う形式基準を明らかにしている。

○所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）（抄）

（寄附金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 二千元

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

一・二 （略）

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）（抄）

名称	根拠法
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法

○所得税基本通達(昭和45年7月1日付け直審(所)30(例規)(審)
国税庁長官通達)(抄)

(入学に関してする寄附金の範囲)

78-2 法第78条第2項本文かっこ内に規定する「学校の入学に関してするもの」とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く。)は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当するものとする。(平20課個2-17、課審4-186、課法9-3改正)

(入学に関してする寄附金に該当するもの)

78-3 法第78条第2項本文かっこ内に規定する「入学に関してするもの」については、次のことに留意する。(平20課個2-17、課審4-186、課法9-3改正)

- (1) 自己又は子女等の入学を希望して支出する寄附金は、入学辞退等により結果的に入学しないこととなった場合においても、これに該当すること。
- (2) 自己又は子女等が入学する学校に対して直接支出する寄附金のほか、当該学校と特殊の関係にある団体等に対して支出するものもこれに該当すること。



文高行第367号
平成10年4月16日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省高等教育局私学部長

矢 野 重 典

新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）

昭和45年7月1日付け所得税基本通達の所得税法第78条（寄附金控除）関係の78-2において、新入生（の父兄）からの寄附であっても、例外的に寄附金控除の適用対象とされている「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」については、国税庁と検討してきた結果、下記1のとおりでありますので参考にしてください。なお、学校に対する寄附金の取扱いについては下記2についても留意してください。

記

- 1 「学校の入学に関してする寄附金」は寄附金控除の対象となる特定寄付金から除かれており（所得税法78条2項）、所得税基本通達78-2（入学に関してする寄附金の範囲）（別紙1参照）において、「入学と相当の因果関係のある寄附金」のことをいうものとされており、また、「入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付した」寄附金は、原則として「入学と相当の因果関係のある寄附金」であり、「学校の入学に関してする寄附金」に当たる（寄附金控除の対象とならない）ものとして取り扱うこととされている。

ただし、この取扱いの例外として、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」については、寄附金控除の対象となるものとして取り扱われている。この「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」に当たるかどうかは、その寄附金の募集に係る要項等に基づき個々の寄附の実態により判断すべきものとされているが、一般的には次の点に留意すること。

- ① 「入学決定後」とは、一般的には、入学手続の終了した後のことをいうこと。また、「募集の開始」とは、例えば、その募金に関する説明や周知などの広

報活動や募金の依頼、募金趣意書を送付するなど、寄附の募集に関しての具体的な対外活動の開始を指し、この時期が入学手続の終了した後であれば、一般的には、「入学決定後に募集の開始があったもの」とみることができること。

② 「同一の条件」とは、寄附募集についての具体的な条件が同一であることをいうこと。

例えば、新入生（の父兄）にのみ特に募集の案内状を送付し、他の者に対しては特段の周知を行っていないような場合や、新入生（の父兄）にのみ特に寄附のための振込用紙を送付しているといったような場合は、同一の条件とはいえないものと考えられる。

また、新入生（の父兄）に送付する寄附の募集案内等に「入学おめでとう」といった挨拶文が入っている場合、そのことのみで「同一の条件」ではないと判断されるものではないが、基本通達78-2にいう「新入生以外の者と同一の条件で募集される」ものに当たるかどうかについては、その寄附に係る募集要項その他の内容からみて、寄附募集についての具体的な条件が、新入生（の父兄）とその他の者とで実質的に同一と言い得るものかどうかにより判断されるものであることに留意する必要がある。

なお、各学校法人において募集する寄附金について、「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分」として寄附金控除の対象となるかどうかについて疑義のある場合には、あらかじめ、所轄の国税局の所得税課が照会に応じることとしている。また、国税当局においては、この照会に関して、各税務署において取扱いについて齟齬を来さないように、各国税局・税務署に必要な周知を行うこととしている。

2 学校に対する寄附金の取扱いについては、いやしくも入学者選抜の公正さが疑われるようなことがあってはならないことは当然であり、昭和56年5月22日付け文大大第163号文部事務次官通知（別紙2）等の趣旨を踏まえて、入学時の寄附金の取扱いについては、今後とも厳正に対処していただく必要があること。

● 所得税基本通達 (抄)

(昭四五・七・一)
(直審(所)三〇)

(入学に關してする寄附金の範圍)

七八―二 法第七十八條第二項本文かつこ内に規定する「学校の入学に關してするもの」とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に對してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相當の因果關係のあるものというものとする。この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの(入学決定後に募集の開始があつたもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除く。)は、原則として、「入学と相當の因果關係のあるもの」に該当するものとする。

文 大 大 第 1 6 3 号
昭 和 5 6 年 5 月 2 2 日

各私立大学（短期大学を除く。）長
大学（短期大学を除く。）を設置する 殿
各学校法人理事長

文 部 事 務 次 官
諸 澤 正 道

大学入学者選抜の公正確保等について

大学入学者の選抜については、かねてからその厳正公平な実施について各大学の留意を促してきたところではありますが、近年、入学者選抜に関し、一部の大学において試験問題の漏洩、寄附金の不適正な受入れ等の問題が発生し、大学に対する社会的な信頼を損なりおそれのあるような事態が生じたことは、まことに遺憾であります。

各大学においては、これまでも入学者選抜の公正な実施等、適正な管理運営の確保に努力されてきたところであると存じ

ますが、今後、更に入学者選抜方法の改善及び経理の適正な処理に努めるとともに、入学者選抜の管理運営体制全般について十分に点検を行い、必要な点については早急に改善されるようお願いいたします。

なお、最近問題となつた一部私立大学医学部の入学者選抜に関しては、先般医学部を置く全私立大学から個別に事情聴取を行い、別添のとおり通知しましたので参考のため添付します。貴大学にあつても十分参考とされるようお願いいたします。

別添

文大医第 164 号

昭和 56 年 5 月 22 日

医学部を置く各私立大学長
医学部を置く大学を設置する各学校法人理事長 殿

文部省大学局長

宮 地 貫 一

文部省管理局長

吉 田 壽 雄

私立大学医学部における入学者選抜の公正確保
等について（通知）

このことについてはかねてから入学に関する寄附金の収受の禁止等を中心に、再三にわたり文書その他によりあらゆる機会を通じて要請してきたところではありますが、近時再び一部とはいえ私立大学医学部において入学者選抜の公正を疑わしめるような事態及びこれに関連して学校法人の経理の不適正処理等の事態が指摘されるに至つたことは極めて遺憾であります。

各大学及び各学校法人においては、かねてから入学者選抜の公正な実施等適正な管理運営の確保に努力されていると存じますが、私立大

学に負託された社会的責務の重大さに改めて思いを致され、この際真にかかる事態の根絶と社会的不信感の払拭に全学を挙げて取り組まれる必要があると考えます。

医学部を置く私立大学の適正な管理運営を確保するための留意事項については、すでに昭和52年9月7日付け文管企第230号「私立大学医・歯学部における入学に関する寄附金の收受等の禁止及び入学者選抜の公正確保等について」により通知したところでありますが、今回の一連の不祥事及びその後の各大学からの事情聴取の結果にもかんがみ、今後下記の点について格段の御配慮を頂き、改善策を早急に策定し、管理運営の適正を期せられるよう改めて強く要請します。

おつて、文部省としては、各大学の経営の健全性の確保等のため所要の配慮をしているところでありますが、補助金の交付等については法令の規定にのつとり一層厳正な態度で対処するものであることを申し添えます。

記

1. 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者の選抜に当たっては、その基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を果たし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続により厳正に行うとともに、これらに関する学内規程の整備を図ること。
- (2) 医学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正

かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。

(3) 合格発表前に個別に父母と接触する等、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。

(4) 補欠からの繰り上げ合格者が多数に上つている現状にかんがみ、繰り上げ合格者に係る合格発表方法及び入学手続期日等入学手続に関する事項についても、募集要項に記載する等によりあらかじめ公表するよう努力すること。

2. 入学に関する寄附金、学校債の收受等の禁止

学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する私立大学の医学部への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。

なお、入学に関する寄附金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、当該学部について私立大学等経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

3. 学生の負担軽減

(1) 学生納付金については、徴収の必要性を明確にするとともに、その額の抑制に努めること。

また、学生納付金については、すべて募集要項等においてあらかじめ明示すること。

(2) 学生の負担軽減を図るため、学生納付金の分割納入を進めると

ともに、私立大学奨学事業援助制度の活用等による奨学事業を実施するほか、特に必要のある一部学生に対する学生納付金の減免その他の措置を積極的に講ずること。

また、これらの措置の具体的内容を募集要項に明確に記載すること。

4. 経営の健全化等

(1) 附属病院を含め、過大と認められる施設・設備の設置等の抑制、経営の効率化等による運営に要する経費の節減、自主努力による収入の増加等に努め、経営の健全化を図ること。

(2) 経常的経営については、原則として自主努力による収入、学生納付金、経常費補助金によるものとする。

また、施設の拡充又は大型設備の整備に要する経費については、長期資金計画の下に任意の寄附金、学校債、日本私学振興財団等からの長期借入金等によつて調達することとし、学生に一時的な高額な負担を負わせないようにすること。

5. 経理の適正処理と財務状況の明示

各学校法人は、その受け入れた寄附金等を学校法人会計の外で経理することなどのないよう、真実な内容をもれなく、明瞭に財務計算に関する書類に表示するとともに、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すること、また、必要に応じて財務状況を関係者に明示すること。

6. 任意の寄附金、学校債の取扱い

- (1) 入学者又はその父母等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、その額の抑制に努めるとともに、応募が任意であること及びその使途、募集目標額その他必要事項を関係書類に明記すること。

また、募集の開始時期は入学手続終了時以降とし、それ以前にあつては募集の予告にとどめること。

なお、募集の開始前に応募の約束と受けとられるような行為をすることは厳に慎むこと。

- (2) 学校債については十分な返還の見通しをたてたうえで募集を行うものとし、学校債の引受者に対して寄附金への変換を引受け時に約束させ、又はその後においても特別の事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。

- (3) 入学者又はその父母等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。